

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和5年5月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200672号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300022号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成4年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社に平成4年8月31日まで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、資格喪失年月日が同年8月31日と記録されている。雇用保険受給資格者証及び作業表を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険受給資格者証及び平成4年8月度の作業表並びに雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、A社の後継事業所であるB社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時のA社の事業主及び社会保険事務担当者は、同社の社会保険事務の取扱いについて、不明又は覚えていないと回答している。

さらに、A社において平成4年8月31日及び同年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の従業員並びに請求者が名前を挙げた同僚に同社の社会保険の取扱い等について照会したところ、そのうちの一人は、退職月の給与明細書を保有しており、一月分の厚生年金保険料が控除されていたが、当該給与明細書からは給与の締め日及び支払日並びに保険料の控除方法を特定することができず、控除された保険料が退職月に係る厚生年金保険料か否か

を確認することができない。

加えて、他の者は給与明細書等を保有しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことは認められないものの、請求者が請求期間にA社に勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年9月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、同社における同年8月1日の随時改定による厚生年金保険の記録から53万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200914号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300023号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和62年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。退職日は昭和62年1月31日であったので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和62年分の支払金額及び社会保険料等の金額が記載された給与支払報告書並びに雇用保険の加入記録により、請求者が昭和62年1月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる上、B社の経理担当者は、請求者の職種で勤務している者について、途中で職種が変わることは普通はなく、月の途中で雇用形態が変更することはない旨陳述していることから、請求期間において請求者は厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたものと認められる。

しかしながら、B社の事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか分からないと回答しており、請求者も請求期間に係る給与明細書等を保有していない。

また、上述の給与支払報告書によると、社会保険料等の金額として1万6,626円が控除されていることが確認でき、当該社会保険料等の金額にはおおむね1か月分相当の厚生年金保険料が含まれていると推認できるが、B社の事業主は、請求期間当時の保険料控除方法について、資料が存在しないため不明と回答していることから、当該厚生年金保険料が昭和62年1月分であることを確認できない。

さらに、請求者はA社の請求期間当時の社会保険担当者を記憶しておらず、同僚に対する照会も希望していないことから、同社の厚生年金保険料控除の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められないものの、請求者が請求期間にA社で勤務していたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年2月1日に訂正し、請求期間の標準報酬月額については、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和61年12月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。